第4章 全体構想

1. 土地利用の基本方針

(1) 基本的な考え方

本市のまちの将来像を踏まえ、「自然・歴史・文化と都市の活力が調和した 住み良さを実感できるまち」の実現に向けた、土地利用の誘導を図ります。このため、都市活動の中心の場である市街地と農地・山林等を主体とする郊外地域の役割の明確化に努めます。

(2) 市街地と郊外地域の機能分担

1)市街地

●本市では現在、旧城下町周辺の市街地に用途地域が指定されていますが、加えて杵築インターチェンジ周辺地区とJR 杵築駅周辺〜県道藤原杵築線沿いについても用途地域の指定について検討し、あわせて市街地形成を誘導します。ただし、新たな用途地域指定については、無秩序に市街地を拡大するのではなく、土地利用の動向を見据えた上で、必要最低限のコンパクトな市街地形成を目指します。

2)郊外地域

- ●市街地以外の地域については、郊外地域として集落地の生活環境の充実と自然的土地利用の保全を中心とした土地利用を図るものとします。
- ●都市計画区域のおおむね大分空港道路以南については、自然的土地利用との調和を図りつつ、 一定の都市活動が見込まれる地域として用途未指定地域の建築規制、関係機関との連携等により、集落地の整備や農地の保全、無秩序な市街化の抑制を図ります。都市計画区域外の郊外地域のおおむね大分空港道路以北については、自然的土地利用を基本に農業・林業を振興する施策を主体として土地利用の誘導を図っていくものとします。
- ●なお、都市計画区域の範囲については、今後の社会情勢の変化等を考慮し、大分県との協議を 行い必要に応じて適宜見直しを検討していくものとします。

(3)空間形成の方針

- ●本市の都市空間の形成方針は、良好な住環境と旧城下町の歴史的環境を保全する観点から、低層・低密度を基本とし、歴史的建造物や自然との調和を図ります。
- ●市街地内の幹線道路沿いは、土地の高度利用を進めますが、中層・中密度以下を基本とします。 また、杵築インターチェンジ周辺地区と JR 杵築駅周辺~県道藤原杵築線沿いについても同様 とします。
- ●その他の地域は、住宅地としての利用が主なため、市街地内、周辺集落地いずれについても、 低層・低密度の空間形成を目指します。

(4) 郊外地域の土地利用の方針

1)都市的土地利用

【地域中心拠点エリア】

●山香庁舎周辺及び大田庁舎周辺については、地域中心拠点として位置づけ、地域住民の日常生活における生活利便施設や公共サービス施設の立地促進や機能集積を図ります。

【生活拠点エリア】

●生活拠点エリアは、郊外地域において学校、郵便局、商業施設等の公共公益施設が集積する地区を生活拠点エリアとして位置づけ、市民生活に必要な生活便利施設の維持を図ります。

【集落エリア】

- ●集落エリアは、郊外地域に形成されている集落地に位置づけ、都市計画区域の集落地においては建築規制を検討し、低層低密度な集落環境の保全を推進します。
- ●併せて、集落地の生活基盤の整備を推進し、魅力ある集落環境の形成に努めます。
- ●熊野地区等の郊外型住宅開発地は、集落エリアと同様に自然環境に囲まれた住宅地として良好な住環境の保全を推進します。

【公園・レクリエーションエリア】

●公園・レクリエーションエリアは、大規模公園や住吉浜リゾート地に位置づけ、スポーツやレクリエーションの場、本市の歴史文化を感じる場、市民の憩いの場等として整備を図ります。

2) 自然的土地利用

【水辺環境保全エリア】

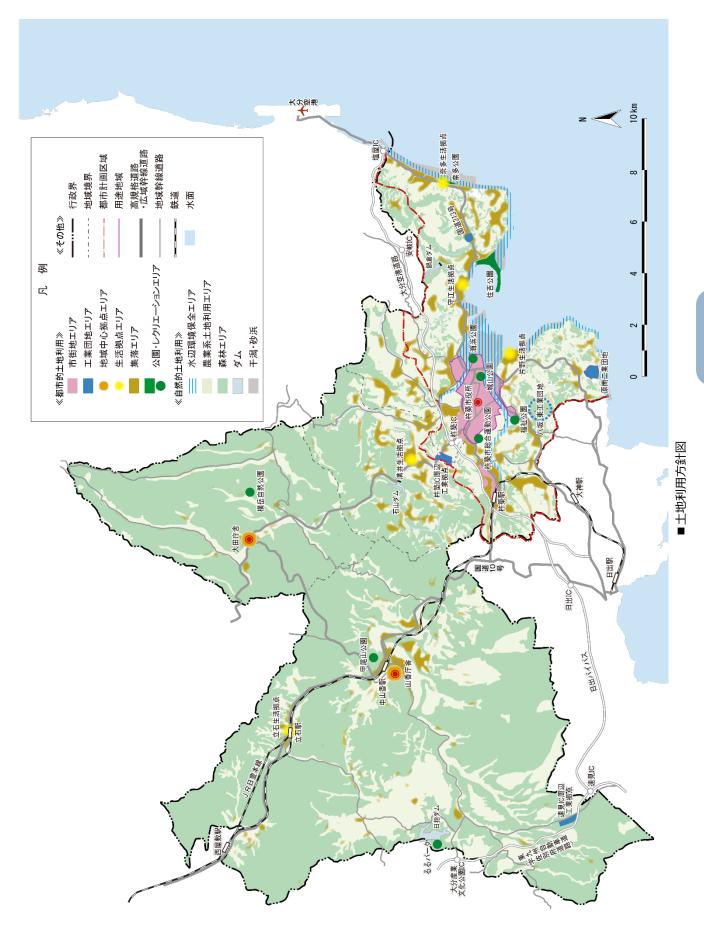
●水辺環境保全エリアは、市街地に隣接する主要河川、カブトガニの生息地である守江湾の干潟、 良好な景観を有する奈多海岸等の自然海岸に位置づけ、良好な水辺環境の保全を図ります。

【農業系土地利用エリア】

●農業系土地利用エリアは、水田や柑橘等の果樹園地等の農地に位置づけ、「農業振興地域整備計画」等に従って、営農の場として保全・整備を図ります。

【森林エリア】

●森林エリアは、市北部の森林地帯を中心に既存の樹林地に位置づけ、今後も「地域森林計画」 等に従って森林の適切な保全・整備を図ります。



2. 市街地の整備方針

市街地として位置づける区域については、それぞれの特性に応じて必要な整備を推進します。

(1) 重点課題の解決に向けた整備

1) 土地利用の規制誘導方策の検討

- ●JR 杵築駅周辺〜杵築インターチェンジ周辺までの地区については、現在市街化が進行しつつありますが、良好な市街地形成を図るための土地利用の規制誘導について検討を行います。
- ●当該地区は、交通の利便性が高く、「立地適正化計画」等において拠点を形成する地区として位置づけたことから、用途地域への編入による良好な市街地形成を誘導することについて検討を行います。

2) 杵築市の玄関口にふさわしい整備の検討

- ●JR 杵築駅周辺については、駅前広場の整備や魅力的な駅前商業地の形成を図り、本市の玄関ロにふさわしい整備を推進します。
- ●これらの整備にあたっては、駅に隣接した大規模未利用地の有効活用を図ることや地区計画の 活用等、有効な事業手法について検討します。

3) 2つの市街地の結合に向けた検討

●市街地と JR 杵築駅周辺については、市街地の連続性の確保が課題となっています。この二つの市街地を結合し、市街地としての一体化を図るため、駅から中心市街地までの案内誘導、八坂川への親水性のある遊歩道による歩行者系ネットワークの確保等、来街者の市街地への誘導方策について検討します。

4) 用途地域の見直し等の検討

●塩田地区や南杵築地域の八坂川に面した地区及び大内地区等については、河川の氾濫や津波災害に際して大きく浸水する恐れがあることが想定されており、住宅の立地について抑制していくことが必要となっていますが、一方でJR杵築駅や杵築インターチェンジ周辺等については、交通の利便性や地形条件等から市街化の圧力が今後高まると考えられます。このため、土地利用動向や立地条件を踏まえながら、安全な市街地形成に向けて用途地域見直し等の検討を行っていきます。

(2) 関連計画に基づく整備

1)城下町地区

- 北台・南台の武家屋敷を含む旧城下町では、「都市計画道路特殊街路の指定」(平成4(1992)年)、「城下町地区地区計画」(平成8(1996)年)、「重要伝統的建造物群保存地区」(平成29(2017)年)、「杵築城跡」国指定史跡に指定(令和元(2019)年)、「歴史的風致維持向上計画」(令和3(2021)年)の策定が進められており、道路等の公共施設の整備と歴史的景観の保全・再生に向けた制度が整っています。
- ●今後はこれらの制度を活用して関係者の理解を得ながら具体的な整備を推進していくこととします。

(3)地区計画による市街地の整序

1)城下町地区

●「城下町地区地区計画」が決定されている地区については、歴史建造物の保全と城下町としてのまちなみ景観の再生の考えに基づき、建築物の意匠を含めた規制誘導を図ることで、歴史的まちなみの再生と良好な市街地の形成を図ります。

2)原南地区

●原南工業団地を対象とした原南地区については、地区整備計画に基づき、周辺環境と調和した 良好な工業地の形成を図ります。

3) 既決定地区以外

●既決定の地区計画区域以外については、すでに良好な住宅地環境が整った一団の住宅地や大規模な集落の住環境の保全、あるいは新たな市街化が想定される地区の土地利用コントロール等、土地利用上の必要性に応じて地区計画や特定用途制限地域等の導入による良好な地区環境の形成を推進します。

(4) その他の整備・誘導手法

1)新たな工業拠点の形成

- ●本市では、八坂・東地区において新たな工業団地の計画が進められていますが、整備に当たっては周辺環境への配慮、円滑な交通処理、防災等に配慮するとともに、地区計画制度等を活用して良好な生産環境の形成を図ります。
- ●自動車専用道路である宇佐別府道路の速水インターチェンジや周辺大分空港道路の杵築インターチェンジ周辺等については、良好な産業活動が営める場所として、工業団地の整備等により工業拠点としての魅力向上を推進します。
- ●また、これらの工業拠点の性格を考慮する上で、大分空港の「宇宙港」化プロジェクトの進捗を展望して、プロジェクトの効果を活用した内容とすることについて検討を行います。

2) 空き家の解消と移住・定住の促進

- ●本市では、国の「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき平成28年に「空家等対策計画」を策定するとともに、「特定空家」の指定や国の「空き家対策総合支援事業」を活用した特定空家の解体、また、「空き家バンク」制度による移住、定住の促進等に取り組んでいます。
- ●これらの実績を踏まえて、さらに空き家バンク登録件数の拡大や移住・定住希望者への紹介等を通して、空き家の解消と新たな定住者の増加に向けた取り組みを推進します。

(5) 市街地の土地利用の配置・誘導方針

市街地については、住居系、工業系、商業系の都市的土地利用を主体とした配置・誘導を図ります。また、市街地環境の保全を図るため、公園緑地や水辺環境の保全を図ります。

1) 住居系土地利用

【歴史環境保全住宅エリア】

- ●歴史環境保全エリアは、歴史の面影を残す北台・南台等の旧城下町付近を中心に配置します。 ここでは、市内外の人が落ち着いた城下町の風情を感じられるよう、歴史資源の保全・整備を 図ります。
- ●また、エリア内の歴史的建造物の多くは、今なお商店や住居としてそこに暮らす人と共に生き続けていることから、生活との調和を保ちながら歴史的遺産を保全し、良好な住環境の整備を積極的に推進するとともに、台地と谷筋からなる地形や歴史を感じさせる要素については、積極的な保全を図ります。

【住宅市街地エリア】

- ●旧城下町や商業系・工業系の土地利用以外の市街地大部分については、主として住宅地としての利用を進めるエリアを配置します。
- ●既存の住宅地については、都市基盤の充実と緑地、河川、海等の自然環境と調和した質の高い 住環境の形成を目指します。新たな宅地開発にあたっては、低層戸建ての良好な居住環境の形 成を図り、杵築らしさのある個性的な整備を誘導します。
- ●なお、災害レッドゾーンやイエローゾーンが指定された区域については、住宅開発の抑制を図ります。

2) 工業系土地利用

【工業団地エリア】

- ●工業団地エリアは、大分空港道路杵築インターチェンジ周辺の既存の工業団地と都市計画区域 南部に位置する原南地区の工業団地を位置づけます。なお、新たな工業地開発が予定されている八坂・東地区については、用途地域外となっているため、用途地域または地区計画等により 土地利用や道路体系等について適切な開発となるよう誘導を図ります。
- ●工業団地の周辺については、今後も公害のない先端産業等の工場を中心に企業誘致を推進します。

【工業エリア】

●工業エリアは、比較的大きい工場や流通施設が立地する県道成仏杵築線周辺(高山川南側)と 国道 213 号の沿道周辺の地区に位置づけます。県道成仏杵築線周辺(高山川南側)について は、産業活動の利便性の向上を中心とする土地利用を誘導し、国道 213 号周辺の地区につい ては、沿道以外は工業系施設を中心とした利用を図ります。

3) 商業系土地利用

●商業系土地利用については、歴史景観形成商店街エリア及び商業業務エリアへの商業集積を積極的に誘導します。それ以外の商業系のエリアについては、市街地への商業集積を妨げないよう適切に土地利用を誘導します。

◆中心市街地において積極的な商業集積を図るエリア

【歴史景観形成商店街エリア】

- ●歴史景観形成商店街エリアは、歴史的まちなみが形成され、古くから中心的な商業地であった 都市計画道路 3.4.4 宗近魚町線沿いを位置づけます。
- ●当エリアには、求心力のある杵築市役所が立地するとともに、南北の歴史環境保全住宅エリアを結ぶ地区であることから、都市計画道路の整備と併せて、歴史的景観を再生することで、歴史環境保全住宅エリアと調和した魅力的な商店街の形成を図ります。

【商業業務エリア】

●商業業務エリアは、本市の中心的商業地である杵築バスターミナル周辺の都市計画道路 3.4.7 田平北浜線(主要地方道大田杵築線)沿い及び都市計画道路 3.4.1 錦城下司線沿道(北側の区間)に配置します。当エリアは、今後とも一定の集積のある商業地として、中心市街地活性化事業と連携した魅力的な商業空間の形成を推進します。

◆地域の特性に応じて適切な商業地形成を図るエリア

【サービス商業エリア】

- ●サービス商業エリアは、交通利便性の高い北浜の国道 213 号沿道〜塩田地区周辺に配置します。
- ●特に、中心市街地への商業集積及び守江湾・杵築城からの眺望景観に配慮し、高密度の商業集積ではなく、大きな駐車場をもつ郊外型の商業施設や公的施設等、自動車利用に配慮した比較的低密度の商業地の形成を図ります。

【生活商業エリア】

●生活商業エリアは、八坂川沿いの都市計画道路 3.4.1 錦城下司線沿道に配置し、郊外地域を対象とした日用品販売を主体とする商業地の形成を誘導します。

【駅前商業エリア】

- ●駅前商業エリアは、JR 杵築駅周辺に配置します。
- ●周辺市街地からの買物利用や駅利用者のための商業集積を誘導するとともに、本市の玄関口としてふさわしい個性的な駅前空間の形成を図ります。

【杵築インターチェンジ周辺エリア】

●杵築インターチェンジ周辺エリアは、主要地方道大田杵築線(都市計画道路 3.4.11 中平前大 辻線)と県道藤原杵築線(3.4.7 田平北浜線)の交差点周辺に配置し、商業業務機能、行政・ 医療福祉・文化機能が集積する新しい拠点の形成を図ります。

【沿道サービスエリア】

- ●沿道サービスエリアは、国道 213 号沿道に配置します。
- ●中心商業地への商業集積に配慮し、積極的な商業集積を図るのではなく、自動車利用者を対象 としたガソリンスタンドやコンビニエンスストア等の小規模な店舗と住宅が共存する土地利 用を誘導します。

【福祉拠点エリア】

●福祉拠点エリアは、健康福祉センターとその周辺を位置づけ、本市の健康・福祉の拠点的な地区として今後も整備を推進します。

4) 公園緑地等

【公園エリア】

●公園エリアは、杵築市総合運動公園をはじめとする都市公園を位置づけ、市街地内のオープンスペースとして整備を推進します。

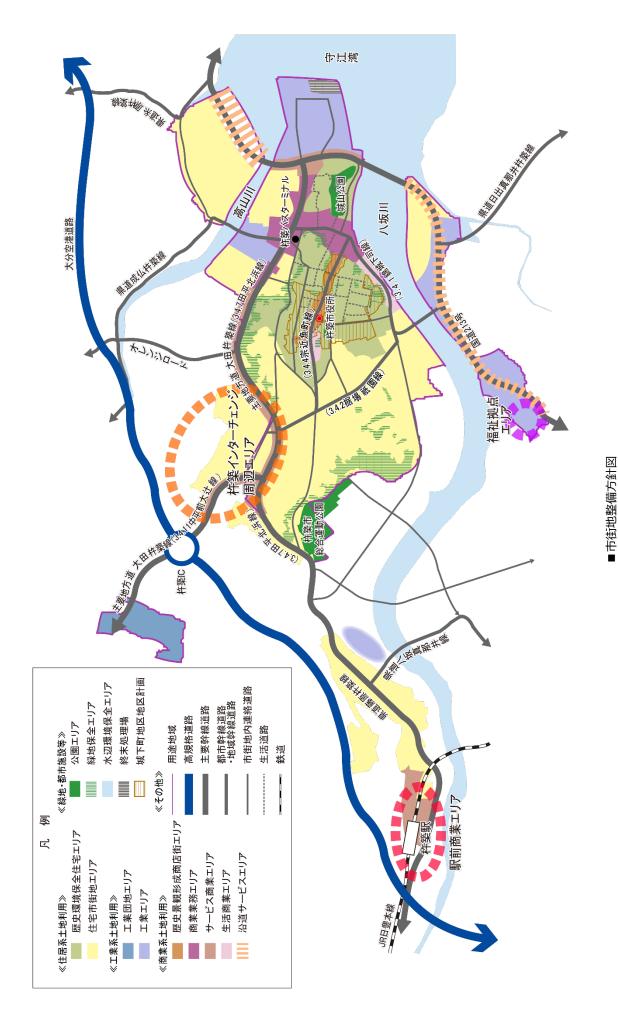
【緑地保全エリア】

●緑地保全エリアは、旧城下町周辺の斜面樹林を位置づけ、良好な斜面樹林景観の保全と災害の 防止を図ることを目的として、斜面樹林の積極的な保全を図ります。

【水辺環境保全エリア】

●水辺環境保全エリアは、八坂川、高山川、守江湾を位置づけ、市街地に隣接する主要河川、海辺等による良好な水辺環境の保全を図ります。

全体構想



3. 交通体系の基本方針

(1) 基本的な考え方

交通については、安全で機能的なまちづくりを実現するため、道路や公共交通の果たすべき役割に応じてその構成を体系的に捉え、円滑な移動を実現する交通体系の確立を目指します。

本市の市街地のうち、旧城下町内は歩いて移動することを基本とします。これ以外の市内相互の移動、近隣市町への移動についてはバス等の公共交通と自動車交通を基本とします。

本市内~大分県内・九州各地への移動については、高規格道路を介した自動車交通及び鉄道、 本市~日本各地・海外への移動については、大分空港より飛行機で移動することを基本とします。

以上を踏まえ、道路については段階構成を重視し、機能的で快適な道路体系を確立します。また、必要に応じて、都市計画道路の見直し等を検討し、長期的視点に基づいた道路体系の実現を目指します。

公共交通については、市民の日常的な移動の足を確保するという視点から機関毎の特性に応じた利便性の向上の促進を図ります。

(2) 市街地内道路整備の方針

- ●市街地内道路網は、市内の骨格を形成する主要幹線道路、主要幹線道路と市街地内各地及び郊外を連絡する都市幹線道路、市街地内の相互を連絡する市街地内連絡道路に区分し、市街地内への不必要な通過交通の流入防止を図ります。これらの道路に接続する日常生活に必要な端末の道路として生活道路を配置します。
- ●また、旧城下町周辺を中心に、歩いて移動するための歩行者ネットワークの形成を図ります。

1)市街地内道路(自動車交通)配置方針

【主要幹線道路】

●主要地方道大田杵築線(都市計画道路 3・4・7 田平北浜線、都市計画道路 3・4・11 中平前大辻線)、県道藤原杵築線及び国道 213 号を主要幹線道路として位置づけ、近隣市町村への移動、市街地と杵築インターチェンジへのアクセス、及び JR 杵築駅と市街地との接続等、円滑な道路交通網の実現に向けた骨格的な道路として整備の促進に努めます。

【都市幹線道路】

●都市幹線道路については、主要幹線道路を補完する市街地の骨格道路として下記の路線を位置づけ、その整備の促進に努めます。

都市計画道路 3・4・1 錦城下司線

都市計画道路 3・4・4 宗近魚町線

都市計画道路 3・4・2 据場祇園線

【市街地内連絡道路】

●幹線道路と市街地内を連絡する市街地内のその他の都市計画道路及び主要市道を市街地連絡 道路として主要道路として位置づけ、その整備を促進します。

【生活道路】

●日常生活に必要な住宅地内等の道路については生活道路として位置づけ、市民が安心して生活を営むため、緊急車両等の進入可能な道路の整備を促進します。

2) 都市計画道路の整備と見直しの方針

■緊急性の高い路線について重点的に整備を図ります。その他の都市計画道路のうち、社会情勢 や都市構造の変化によって長期未着手となっている路線は、必要に応じて廃止を含む計画内容 の見直しを進めます。

3) 歩行者ネットワークの方針

●歩行者ネットワークは、旧城下町付近の歴史的まちなみや河川・公園等をつなぎ、市街地内を 回遊できる歩道連絡網です。市街地内では、旧城下町を中心に歴史街道及び歴史的坂道・遊歩 道、親水性のある遊歩道等の整備を図ります。また、これらを補完するため、主要道路の歩道 により連続的な歩行者空間を確保します。

◆歩行者ネットワークの配置方針

【歴史街道】

- ●都市計画道路 8.7.1~8.7.13 (歴史道路 13 路線) を歴史街道として位置づけます。
- ●歴史街道は、北台・南台の武家屋敷の歴史景観に配慮しながら、歩行者が安全に散策を楽しめる歩車兼用道路として整備を図ります。

【歴史的坂道・遊歩道】

●酢屋の坂、志保屋の坂、岩鼻の坂、飴屋の坂等の江戸時代から残る階段のある坂道については、 旧城下町の雰囲気を感じながら散策が楽しめるよう、歴史的な坂道の風情の保全・再生を図ります。

【親水性のある遊歩道】

●市街地内の八坂川、高山川、塩田地区の堤防及び、堤防上の道路を活用し、水辺を散策できる 親水性のある遊歩道の整備を検討します。

【歩道によるネットワーク】

●主要幹線道路、都市幹線道路等については、市街地内の都市計画道路を中心に歩道の整備・ネットワーク化を図り、歩行者が安心して歩ける歩行者空間の形成を図ります。

◆歩行者用道路の整備方針

【歩行者の視点に立った道路づくり】

- ●子どもたちが安心して通学できる通学路の確保や、高齢者や障がい者を含めすべての人が使い やすいユニバーサルデザインを考慮した道路整備を図ります。
- ■このため、幅の広い歩道の整備、スロープの設置、滑りにくい路面整備等、人にやさしいまちづくりに取り組みます。

【魅力的な歩行者空間の確保】

- ●歴史街道や坂道・遊歩道、旧城下町を通過する道路の歩道については、旧城下町のまちなみと 調和した舗装や道路緑化、ポケットパークやベンチの設置、電線の地中化や電柱の裏街区への 移設等を図り、歴史を感じさせる歩行者空間の形成を図ります。
- ●上記以外の道路の歩道、遊歩道についても沿道の緑化や、歩行者空間の魅力を高める舗装等を 推進し、魅力的な歩行者空間の形成を図ります。

(3)郊外の道路ネットワークの方針

●郊外の道路ネットワークは、広域交通の主軸としての高規格道路、また、市内及び近隣市町村を結ぶ骨格道路として広域幹線道路を位置づけ、この広域幹線道路から放射状に地域幹線道路を配置します。さらに、地域間連絡道路をこれらの道路を結ぶように配置し、市内各地を結ぶ道路ネットワークの形成を図ります。

1) 高規格道路

●宇佐別府道路や日出バイパス、大分空港道路については、本市と大分空港及び大分・別府方面、 中津・宇佐方面、九州各地との広域都市間交通を担う道路として位置づけます。

2) 広域幹線道路

- ●国道 10 号、国道 213 号、県道藤原杵築線、主要地方道大田杵築線及び県道新城山香線は、 広域幹線道路として位置づけます。
- ■国道 10 号及び主要地方道大田杵築線については、南北方向の都市間の連携強化を図るため、 整備を促進します。
- ●国道 213 号、県道藤原杵築線及び県道新城山香線は、東西方向及び南北方向の都市間連絡の主軸として、また市内の骨格的道路として機能強化を促進します。
- ●大量の通過交通の処理は、高規格道路がその役割を果たすことになるため、車線構成は現状のままとし、道路改良等による利便性の向上を促進します。整備にあたっては、杵築らしさが感じられるような工夫を検討するとともに、道の駅等の利用者が休憩できる施設の整備を検討します。

3)地域幹線道路

●広域幹線道路から放射線状に伸びる県道成仏杵築線、県道糸原杵築線、県道日出真那井杵築線、 県道八坂真那井線を始めとする県道及びオレンジロード等の広域農道は、地域幹線道路と位置 づけ、市内各地域間の連携や主要施設へのアクセス向上を図るため、広域幹線道路と連携して 機能するよう道路改良等を促進します。

4) 地域間連絡道路

●地域幹線道路を補完し、地域幹線道路を有機的に結ぶ主要な市道を地域間連絡道路と位置づけ、 地域幹線道路の補完機能を十分に発揮できるよう、緊急性等を考慮しつつ順次改良を進めます。

5) 生活道路

- ●幹線道路や地域間連絡道路から集落地を結ぶ道路や、集落地内の道路を生活道路として位置づけ、集落へのアクセスを確保するため緊急性等を考慮しつつ順次改良を進めます。
- ●集落地内の生活道路については、市民が安心して住めるよう、集落地の基盤整備事業等による 整備を促進します。

(4)公共交通の方針

●公共交通については、近隣市町村や九州各地を結ぶものを鉄道交通と位置づけ、また、市街地内外や市内各地及び近隣市町村とを結ぶものとしてバス交通を位置づけ、それぞれの役割に即して利便性の向上を図ります。

1) 鉄道交通

【鉄道路線】

●JR 日豊本線の複線化を引き続き要請していくとともに、列車の運行時間の延長による増便やバスとの接続性を高めるなど、利用者のニーズに即した利便性の向上を図ります。

【駅前広場等】

- ●JR 杵築駅の駅前広場の整備を検討し、市民が利用しやすい環境を整えます。
- ●また、市内から近隣市町村や九州各地へのアクセスの向上を図るため、パークアンドライド利用を考慮した駐車スペースの確保についても検討します。
- ●JR 中山香駅、JR 立石駅についても、快適に利用しやすい駅舎や駅前空間の形成に向け、鉄道 事業者等と連携して整備の検討を行います。

2) バス交通

【路線バス】

- ●中心市街地と駅・大分空港方面を連絡する路線バスについては、杵築バスターミナルと JR 杵築駅間でほぼ 30 分に 1 便が運行されています。
- ●今後は、大分空港、国東市方面への増便や鉄道の発着時間との整合、バス路線間の乗り継ぎ利便の向上、杵築バスターミナルの機能強化等、利用者の利便性の向上に十分配慮した運行を要請し、利用者の増加を図ります。

【コミュニティバス等】

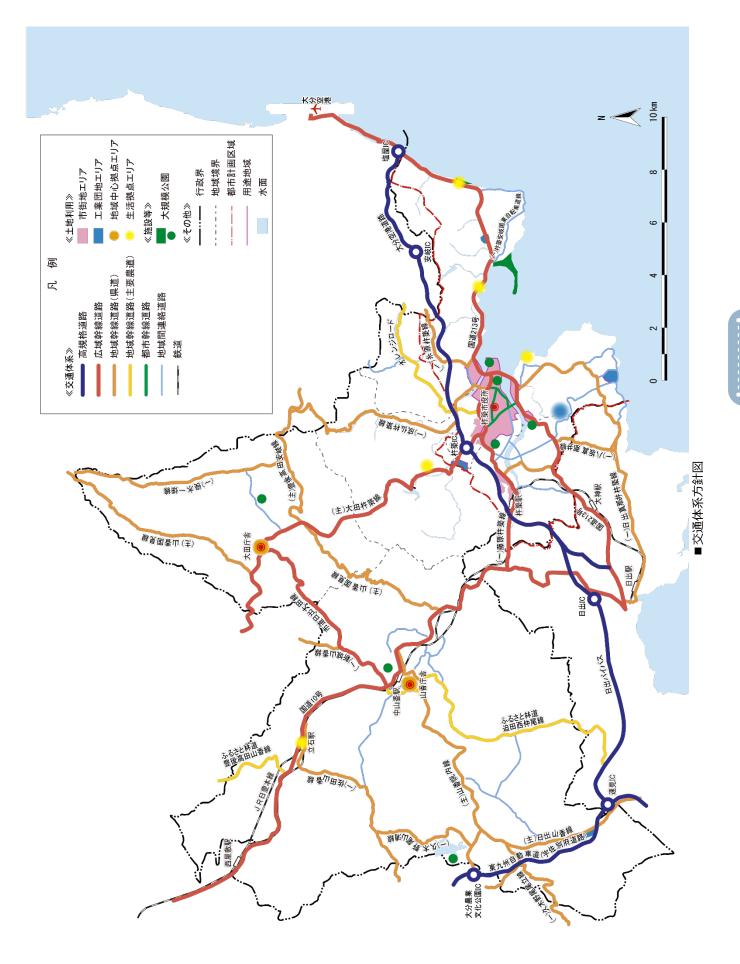
- ●路線バスが運行されていない地域への公共交通手段として、市街地内を循環する路線や公共交通空白地域を連絡するコミュニティバスと乗合タクシーが運行され、地域の足としての役割を担っています。
- ●しかし、人口の減少や生活様式の変化等から利用者の減少が続いており、今後、杵築市地域公共交通計画(策定中)等に沿って、利用者のニーズに合わせた運行や関係する市民への周知等を通じて運行の継続と利用者の増加を図ります。
- ●また、MaaS等の新しい交通システムの本市への導入可能性について、関係者と連携して検討を行います。

【杵築バスターミナル・バス停】

●杵築バスターミナルの交通結節機能の強化や待ち時間を快適に過ごすことができる整備等、バス事業者と連携して整備を促進します。また、バス停のうち周辺に商業施設等が立地する場所については、屋根や休憩施設の設置により、地域住民が快適に待ち時間を過ごせるバス停としての整備を促進します。

3)駐車場

- ●旧城下町については、市役所や主要施設周辺の駐車場の活用を図るとともに、小規模な駐車場の整備を進め、旧城下町への交通混雑を防止します。
- ●また、JR 杵築駅周辺におけるパークアンドライドの導入の検討や、北浜地区の商業施設を中心とした駐車場の確保を促進します。



4. 水と緑の基本方針

(1) 基本的な考え方

本市には、貴重な歴史遺産と共に、水と緑に恵まれた豊かな自然環境が残されています。今後ともこの豊かな自然環境を守り、育むことで、未来に継承していきます。

市街地内の貴重な緑である段丘に形成された斜面緑地については、積極的な保全を図るととも に、既に人工的な整備が施されている箇所については、安全性の確保を図りながら景観に配慮し た緑化を図ります。

また、市民の生活の安全と余暇需要の高まりを考慮し、快適な暮らしを実現するために、杵築 市総合運動公園を中心とした都市公園の体系的な整備と適切な維持管理や機能の充実、長寿命化 に努め、さらに、河川周辺の水辺空間の保全や親水性を考慮した整備により、八坂川、高山川、 守江湾、奈多海岸等の自然環境の保全を図ります。

(2) 水と緑の全体方針

1) 水と緑の保全・創出の基本原則

【市街地と郊外の役割に応じた施策展開】

- ●市街地では、公園緑地の適正な配置と緑化を推進し、市街地に隣接する水辺の保全・活用を図ります。
- ●郊外地域については、農林業施策との調整を行い、豊かな自然環境の保全を図ります。

2)オープンスペースの整備

【都市公園の整備】

- ●本市の都市公園の整備状況は、令和3(2021)年度末現在、計画決定されている都市基幹公園等は、街区公園4箇所 1.5ha、近隣公園 1 箇所 2.5ha、総合公園2箇所 11.8ha、特殊公園2箇所 29.6ha で合計 45.4ha となっており、現状において都市基幹公園の市街地人ロー人当の面積としては充足していますが、一方で、身近に利用できる公園や広場は市民からの要望が高くなっており、ポケットパークや子どもの遊び場、いこいの広場等の多様な形態のオープンスペースが望まれていると考えられます。
- ●このため、市民の健康・福祉の増進に資する公園、広場等の整備方法にとらわれないオープンスペースの整備を図ります。

3)系統別緑の配置方針

【環境保全系統】

●丘陵地へ連なる樹林地は、市街地の背景となる自然緑地として位置づけ、農林業施策との調整を行い、保全を図ります。また、八坂川、高山川、守江湾、奈多海岸周辺の水辺・干潟は、カブトガニや野鳥等、貴重な生物の生息地として知られており、生態系の保全を図ります。

【レクリエーション系統】

- ●公園・緑地は、市民のレクリエーションや憩いの場として体系的に配置します。奈多公園と海 浜公園を臨海型のレクリエーション拠点として、杵築市総合運動公園と杵築市福祉公園を総合 的なレクリエーション拠点として位置づけ、施設の整備・拡充を図ります。
- ●また、るるパーク(大分農業文化公園)は、県民のレクリエーション施設としても多くの利用 者に親しまれており、施設の維持管理、アクセス条件の改善等に努めます。

【防災系統】

- ●本市の主要な河川は、火災時の防火帯や消防用水利等として活用します。また、市街地に隣接する河川沿いの農地は、農業生産基盤であるとともに、災害時の避難場所や洪水調節機能等多面的な機能を有していることから、積極的に保全を図ります。
- ●市街地内の斜面樹林については、土砂災害防止の観点から積極的に保全を図ります。さらに、 市街地内に公園を適正に配置し、災害時の一時避難場所として活用を図ります。

【景観構成系統】

- ●日本の白砂青松百選に選ばれた奈多海岸は、良好な景観を有しており、これらの保全・活用に 努めます。
- ●また、北台・南台地区では、今なお旧藩時代の面影を伝える武家屋敷等が残されていることから、これら歴史資源の魅力の向上に向けた取り組みを推進します。
- ●その他の市街地についても、街路樹を植樹する等、積極的な緑化を推進します。

(3) 公園緑地・都市緑化の方針

1)施設緑地の整備方針

◆都市公園

【都市基幹公園】

●中心市街地と JR 杵築駅付近の市街地との中間に位置する杵築市総合運動公園は、市民の総合的なレクリエーション拠点として、施設の整備と機能拡充に努めます。また、杵築市総合運動公園を補完する公園として、杵築市福祉公園の整備充実に努めます。

【住区基幹公園】

- ●杵築城周辺の市街地内の良好な緑地となっている城山公園については、市民に身近な公園として施設の維持と機能拡充に努めます。
- ●また、市街地内の身近な緑の拠点となる街区公園については、天満児童公園、北浜公園の維持管理に努めるとともに、都市計画決定後未整備となっている 3 箇所の街区公園を含め市街地内の公園が不足する地区では新たな公園の適正配置を進めます。

【特殊公園】

■風致公園については、奈多公園、住吉公園の維持管理に努めるとともに、未整備区域の整備を 推進します。

◆公共施設緑地

【自転車歩行者専用道等】

●市街地内においては、歴史街道及び歴史的坂道等の歩行者系道路の整備を推進するとともに、 国東半島自転車道の再整備を推進する等、周辺市町と連携して整備を進めます。

【その他の公共空地】

●緑地広場やゲートボール場、多目的広場等の都市公園法によらない公的なオープンスペースについては、地域住民のニーズに応じた配置を推進します。

◆民間施設緑地

●寺町付近をはじめとする市内の社寺境内地については、伝統的なオープンスペースとしての保全を促進します。

2) 市街地内緑地の保全の方針

◆都市計画決定を要する緑地

【風致地区等】

- ●奈多海岸や権現鼻・加貫鼻をはじめとする良好な景観を有する自然海岸については、保全を目的とした風致地区の指定について検討します。
- ●旧城下町に残されている斜面樹林については、市街地内の良好な自然環境を保全するため、風 致地区または保全地区等の指定について検討します。

【緑化協定等】

●大規模な工場敷地については、周辺環境との調和を図るため緑化協定等による敷地内緑化を促進します。

【田園住居地域】

- ●平成26(2014)年に13番目の用途地域として創設された「田園住居地域」は、市街地内 農地が都市にとって「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」と位置づけが転換されたこと を反映して定められたものです。
- ●本市においては、市街化が進まない農地が分布する地域があり、地区の特性を踏まえて都市と 農地が調和したまちづくりが求められる地域について田園住居地域の指定について検討します。

3) 都市緑化の方針

【市街地内の緑化推進】

- ●市街地の都市計画道路をはじめとした都市幹線道路に対して、街路樹やフラワーポットによる 道路緑化に努めるとともに、歴史街道・遊歩道等の整備と連携して、市街地内の緑のネットワークづくりを進めます。
- ●公共公益施設や商店街・工場の緑化を推進し、魅力的な市街地景観の形成に努めるとともに、 民有地内においても庭木を植樹し、生け垣を設ける等の宅地内緑化を促進します。

●公園整備においては、子どもや高齢者等、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインを推進し、 地域住民のニーズに対応した施策を講じます。

【歴史的まちなみと調和した緑化の推進】

●旧城下町については、武家屋敷等に残る庭園の緑を保全するとともに、歴史景観と調和した緑 化を促進し、歴史的まちなみの魅力向上を図ります。

【緑化推進体制】

- ●国道 213 号、主要地方道大田杵築線、県道藤原杵築線、市道塩田中央線、市道本町田平線については、市民が主体となって街路樹を植樹し管理した経緯があり、行政と市民が連携して道路緑化を推進していく体制づくりを進め、ボランティア団体の育成を図ります。また、緑豊かな市街地を形成するためには、市民・企業・行政が一体となって推進できる仕組みづくりを検討します。
- ●魅力ある地域づくりを進めるにあたっては、民間との連携や国の制度活用により、社会資本の整備や土地利用等のハード・ソフト両面において自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラの取り組みに努めます。

(4) 自然環境保全の方針

1)特に保全すべき自然緑地の保全方針

【骨格的緑地の保全】

●本市の郊外地域の景観を特徴づける緑地については、無秩序な開発の防止に努めつつ、関係機関との連携を図りながら積極的に保全を行います。

【干潟の保全】

●守江湾の干潟は、大分県では数少ない干潟であり、生きた化石であるカブトガニの繁殖地として、また野鳥や数多くの魚介類の生息地として貴重な自然資源であることから、関係機関との連携による保全策の検討を進めます。

【ため池の保全】

●本市内に数多く分布するため池については、防災面に配慮するとともに農業用としてだけでなく、生物の生息環境としても重要な存在であることから関係機関と連携を図りながらその保全に努めます。

【河川・海の保全】

- ●河川・川辺は、生物の生態系の維持と小動物等の移動経路として重要であることから、積極的な保全に努めます。また、河川改修等を実施する場合にあたっては、生態系への影響に配慮した多自然川づくりに基づく河川整備を推進します。
- ●海洋については、海岸部や干潟等の自然環境の保全を図るため、下水道や合併浄化槽の整備による汚水流入やゴミの不法投棄の防止等を促進します。

2) 身近な自然環境の保全

【田園・里山の保全】

- ●市街地内に存在する農地については、農地保全を進める区域と宅地化を進める区域と区別した上で、景観・環境・交流等の機能を持つ身近にふれることができる緑地の保全に努めます。
- ●本市の平野部に広がる田園風景と丘陵部の樹林、柑橘等の果樹園地等で構成される里山風景については、農林分野の各種施策との連携を図りながら保全を推進します。

3) 自然環境を保全するための法規制の方針

【自然公園・風致地区】

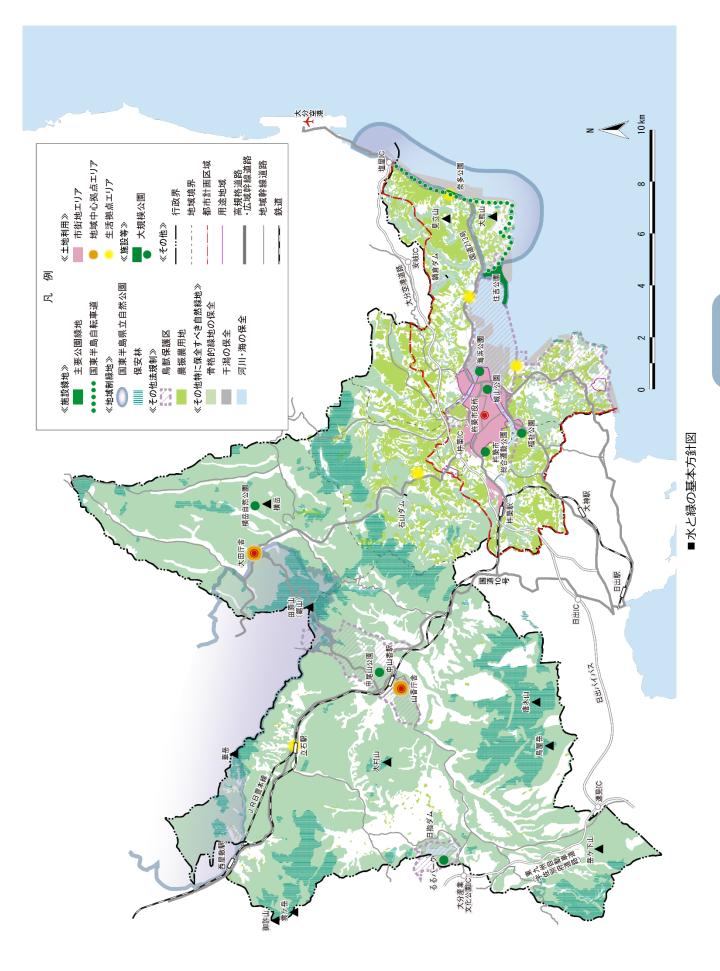
- ●良好な自然環境を国東半島全体で一体的に保全するため、国東半島県立自然公園の維持に努め、 良好な自然環境の保全を図ります。このうち、奈多・狩宿海岸、市杵島、八幡奈多宮等を有する景観的に優れた海岸線の区域については、風致地区の指定について検討します。
- ●また、熊野地区の自然海岸についても、自然環境・自然景観保全の観点から風致地区の指定を 検討します。

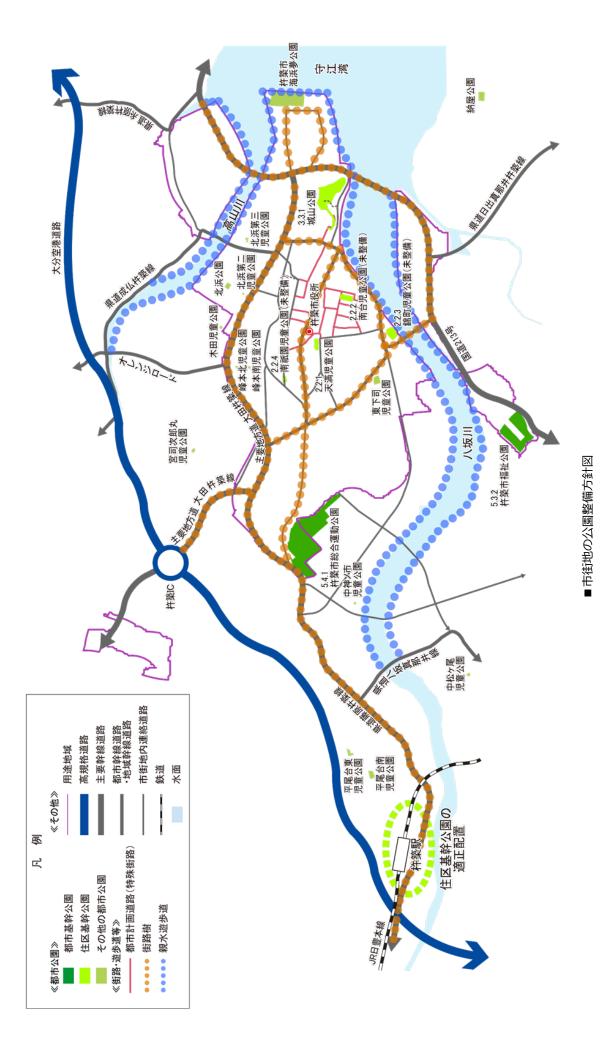
【鳥獣保護区】

- ●シギ・チドリ類の渡り鳥や、越冬のためシベリアからやってくるガン・カモ類をはじめ、多くの鳥類が生息する守江湾については、鳥獣保護区の維持に努めます。また、現在銃猟禁止区域に指定されている八坂川下流部については、鳥獣保護区として指定されるよう関係機関との調整を図ります。
- ●このほか、良好な自然環境を有する東地区の海岸部についても、鳥獣保護区の指定に沿って野生鳥獣の保護を図ります。

【保安林・農用地区域】

- ●自然環境や水源の保全に寄与する緑地や、良好な景観を形成する海岸の松林等の保全の必要性が高い樹林地については、保安林としての維持管理に努め、良好な樹林地の保全を図ります。
- ●また、優良農地については、「農業振興地域整備計画」等に基づき、農地の保全と無秩序な市街 化を防止するとともに、営農環境、田園景観等の保全を図ります。





5. 景観形成の基本方針

(1) 基本的な考え方

本市には、旧城下町の歴史的な景観や自然景観等、個性的で美しい景観が数多くあります。これら本市特有の景観を保全するとともに、景観を損なっているものは改善し、失いつつあるものは再生し、杵築市らしさをより多くの人々が感じられるよう、後世に残すべき景観の形成を推進します。

城下町の景観は、それが持つ歴史上の意味や、そこに住み続ける人々とその営み、それらとと もに受け継がれている祭礼や行事等の文化とともに形づくられたものです。特徴的な地形と地域 の歴史を大切にした人々の暮らしがつくる文化的景観として、景観形成と保全を推進します。

守江湾の干潟や海岸線、雄大な山々の緑豊かな景観は、市民に親しまれている本市を特徴づける景観要素であるため、自然景観の積極的な保全を推進します。

本市には、国東半島全体で継承されてきた六郷満山の信仰や民俗文化が色濃く残っており、地域固有の自然や歴史、人々の暮らしと信仰により形成された文化遺産は、未来へ継承すべき重要な景観として保全を推進します。

(2) 景観形成の方針

1)市街地景観ゾーンの方針

【歴史景観の法的な保全策の検討】

●歴史的な風情が残るまちなみについては、「景観計画」に基づく景観重要建造物の指定、「城下町地区地区計画」や「北台南台地区重要伝統的建造物群保存地区」の指定及び「歴史的風致維持向上計画」等に基づき、その歴史的まちなみの保全と再生に努めます。

【「坂道の城下町」景観形成の推進】

●旧城下町の景観を特徴づける歴史的坂道については、その再生を図るとともに、坂道周辺の建物の高さや屋根の形状、瓦等の統一を図りながら、坂道の魅力向上を推進します。

【歴史的な景観の再生】

●歴史的まちなみの残る城下町商店街については、地区計画や「重要伝統的建造物群保存地区」の指定に基づき、残すべき建物の保全に努めつつ、都市計画道路 3.4.4 宗近魚町線の道路環境整備と相まって歴史的景観の再生を推進します。

【住宅地景観の形成】

●住宅地においては、生け垣や玄関周りのプランターによる緑化等の緑地協定、建築協定等のルールづくりへの取り組みを推進し、市民主体の景観形成活動の支援及び啓発に努めます。

【工業地景観の形成】

●工業団地エリア及び工業エリアにおいては、緑化協定等による工場の敷地内緑化を行うとともに、周辺地区との緩衝を図るため隣地境界等にも緑化を促進し、安全性・快適性と共に良好な環境と景観の創出を誘導します。

【商業地景観の形成】

●本市の商業業務地については、賑わいを感じる景観を創出するため、まちなみ景観の形成や屋外広告物の規制・誘導、高さ規制等、都市景観の向上に努めます。

2) 自然景観ゾーン・田園景観ゾーンの保全

【田園・自然景観の保全】

- ●市街地を囲むように広がる田園風景や、山沿いに点在する里山の風景は、四季折々の表情を感じさせる日本の原風景です。この原風景を保全するため、農林業の振興や土地の適切な規制誘導等の多角的な施策の展開を図ります。
- ●特に、柑橘等の果樹園地によって形成された斜面緑地や山香地域の棚田や山香三山、大田地域の谷筋の田園集落等の地域景観について、その保全に向けた取り組みを推進します。

【歴史的文化景観の保全】

●山香地域や大田地域には、国東半島固有の国東塔や石仏等の石造物、六郷満山の本寺のある御 許山をはじめとした八幡信仰と関連の深い寺社等が数多く点在しており、これらの歴史的資源 と周辺地域における景観の保全を推進します。

3)海辺景観ゾーンの保全

●海辺では、潮の干満により景観の変わる守江湾、白砂青松の奈多海岸、岩場の絶景である権現 鼻・加貫鼻等のさまざまな風景が見られます。この風景を保全するためには、風致地区等の法 的な規制について検討を進めるとともに、海の美しさや地形的特徴を保全する施策や、多くの 人々の目を楽しませるような方策を検討します。

(3) 景観形成軸の方針

1) 沿道景観軸の保全

- ●「大分県沿道の景観保全等に関する条例」における沿道環境美化地区、沿道景観保全地区に指定されている国道 213 号沿道、国道 10 号沿道等について、同条例に基づき、敷地の緑化、建築物の色彩等について指導し、沿道景観の形成を推進します。
- ●平成 26 (2014) 年に本市を含む6市町の「別府湾岸・国東半島海べの道」が日本風景街道に認定をうけたことを踏まえて、関係市町と連携して良好な道路景観の保全、整備を図ります。

2) 河川景観軸の保全

●八坂川や高山川等の主要河川については、河川の景観を保全するとともに、親水性のある遊歩 道等の親水景観を演出する遊歩道の整備について検討を行います。

(4) その他の景観形成の方針

1) 眺望点の整備

●本市は、地形的な起伏が大きく、杵築城やきつき城下町資料館周辺等の有名スポットのほか、 波多方峠や奈狩江地域の海沿いの集落、山香地域や大田地域に広がる豊かな山林や田園風景等 は優れた景観を有していることから、今後は眺望点の整備と市内外への積極的なPRを推進し ます。

2) 歴史的建造物の保全推進

●大原邸、磯矢邸、佐野家、一松邸、中根邸等の歴史的建造物については、城下町保存基金の活用による積極的な保全を図るとともに、現在も居住されている歴史的建造物についても有効な保全対策について検討します。

3)景観デザインの方針

【公共施設デザイン】

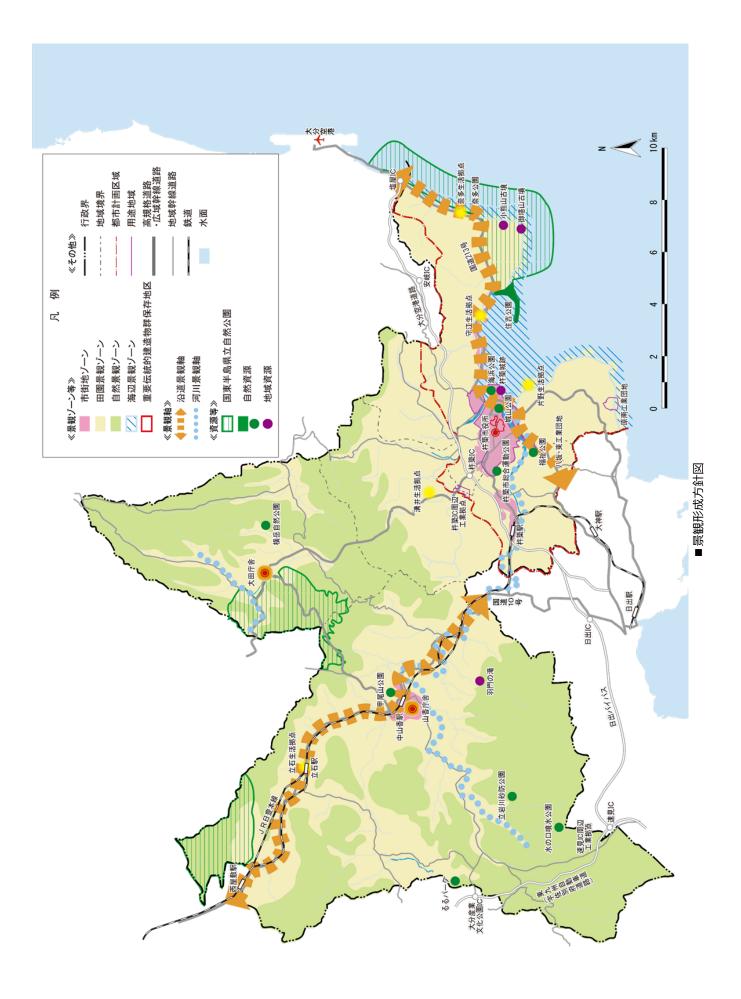
●公共の建築物のデザインについては、民間施設のデザインを先導するよう、杵築市らしさや周辺景観に配慮したテーマを持った施設整備を図ります。

【標識(サイン)】

●市外からの来訪者や市民にとって分かりやすい、また、本市のイメージを損なうことのないような、統一化されたオリジナリティあふれる標識(サイン)の整備を推進します。

4) 景観形成に向けた取り組み

●本市の景観形成に向けた具体的な取り組みに対しては、平成25(2013)年3月に策定された景観法に基づく「景観計画」による景観形成の方針及び景観形成基準等に沿って、市民・事業者・行政の協働による地域特性を活かした良好な景観形成の実現を推進します。



6. 都市防災の基本方針

(1) 都市防災の考え方

さまざまな災害から市民の生命と財産を守るために、南海トラフ巨大地震・津波、気候変動に伴う大規模な水害や土砂災害等に対して的確な対応ができるよう、「地域防災計画」や「国土強靱化地域計画」、「業務継続計画(BCP)」と連携しながら、防災・減災対策による災害に強いまちづくりを進めます。

建物の不燃化、耐震化を促進するとともに、災害時に必要な機能を維持できる避難所の整備、 強化を図ります。

災害時に避難活動や防災活動を支え、避難所や避難路となる公園や道路の確保を図るとともに、 雨水排水機能、中小河川の氾濫対策、ライフラインの耐震化等について防災対策の強化を図ります。

災害時や緊急時には、市民が協力して避難を含む防災活動を円滑に行うことができる体制を強化するとともに、近隣市町等と連携する防災体制の強化を図ります。

大規模災害が生じた場合に必要な、復興まちづくり計画の策定を速やかに行えるよう、平時において事前準備の検討を行います。

(2) 防災基盤と防災体制の方針

1)災害に強い市街地再編等への取り組み

- ●本市の市街地の台地部を取り巻く低地部は、津波による浸水、河川の氾濫による浸水、台地部外周の斜面地による土砂災害の恐れ等が想定されています。これらの低地部には商業・業務施設が集積するほか、住宅の立地も進んでいることから、市民の生命財産の保全を図るため、できる限り災害の恐れが低い地区へ移転を促す等、市街地の再編に向けた取り組みを行います。
- ●具体的には、「立地適正化計画」に基づく居住誘導区域、都市機能誘導区域への諸機能の立地誘導と災害リスクが高い地区における立地抑制を進めることとします。

2) 歴史的まちなみに対応した防災対策の検討

- ●歴史的まちなみが形成されている旧城下町の地区については、古い木造建築物が多いことから、 文化財保全と市民の安全を確保するため、地区レベルの防災計画を策定します。
- ●文化財に指定された建造物等については、消防設備の設置による防火機能の充実を図るととも に消火体制の確立を促進します。

3) 防災基盤の整備推進

- ●公共建築物の耐震性の強化や不燃化の促進を図ります。また、災害時の緊急車両の進入や市民の避難をより円滑に安全に行うため、県が指定する緊急輸送道路を軸とした防災性の高い道路網の整備及び避難路と避難場所の確保を図ります。
- ●市街地内の幅員4m未満の狭隘道路については沿道の不燃化やブロック塀の更新、沿道宅地内の緑化等により、災害時の延焼の防止や安全な避難の確保を図ります。

●また、用途地域である商業地域や近隣商業地域が指定された区域については、火災延焼の防止や耐震性の向上を図るため、防火地域、準防火地域の指定について検討を行います。

4) 治水対策の推進

●氾濫の恐れが高い河川、内水被害の恐れが高い地区や多数分布するため池については、河川の 自然性の維持やため池機能の維持に配慮しながら、改修や長寿命化に努めます。

5) 土砂災害等の防止対策の推進

●土砂災害の危険箇所については、乱開発の防止や緑地の保全を図るとともに、必要な災害防止 対策を市民や関係機関と協力しながら推進します。

(3) 防災体制の充実と防災意識の向上

- ●自然災害については、「地域防災計画」を踏まえ、国・県・関係市町等の関係機関との連携を強化し、防災体制、監視体制、避難体制、情報網の充実を図ります。
- ●日常的なコミュニティ防災活動を支援し、行政区ごと・地域ごとの自主防災組織の育成・強化 を推進して、市民が中心となり行政と連携した防災体制を確立します。
- ●本市の土砂・津波・洪水・高潮・ため池の各ハザードマップについて市民への周知、浸透及び活用を図り、市民の防災意識の向上を図ります。
- ●災害の恐れがある場合や警報が発表された場合には、防災ラジオ、市ホームページ、SNS、ケーブルテレビ文字放送等で市民への周知を行い、適切な情報提供に努めます。また、防災カメラの映像をケーブルテレビのコミュニティチャンネルから放送し、被害の未然防災・拡大防止を図ります。
- ●災害発生時に市民による初期消火や救出、救助活動が速やかに行われ、また高齢者等の避難の 支援等を通して、被害を最小限に抑えることができるよう、学校や自主防災組織等における防 災訓練、避難訓練を推進、支援します。
- ●災害時には避難所生活者等に応急給食の提供を行うことができる給食センターの活用について関係機関との協議を行います。

(4)復興まちづくり計画のための事前準備

●大規模な災害が発生した場合に必要な復興まちづくり計画が速やかに策定できるよう、平時において復興体制、復興手順、復興訓練、基礎データの整理・分析等、復興まちづくりの方針等を定める事前準備の検討を行います。

7. 下水道・河川の整備方針

(1) 下水道・合併浄化槽整備の方針

- ●汚水については、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業の整備がおおむね 完了したことから、今後は適切な維持管理に努め、計画的に改築更新を行います。
- ●雨水については、都市下水路が整備済みであり、今後は適切な維持管理に努めます。また、市 街地において浸水する危険のある区域については、雨水管渠、雨水ポンプ場等の整備を検討し ます。
- ●合併浄化槽については、設置者に対する補助金の交付を行う等の取り組みにより、生活環境の 改善と公共用水域の水質保全を図ります。

(2) 河川整備の方針

- ●氾濫の恐れのある河川については、河川管理者との協議等により計画的な改修に努めます。また、市民の生命や財産を浸水等の災害から守るため、河川流域が有している保水機能や遊水機能の維持や保全に努めます。
- ●八坂川や高山川等の主要河川の水辺については、市民の憩いとやすらぎの場として親水性のある遊歩道等の整備を検討します。
- ●河川整備にあたっては、自然環境への影響を最小限に抑えるため、生態系への影響に配慮した 整備を推進します。

8. その他生活環境形成の基本方針

(1)情報関連施設の方針

1)ケーブルテレビ網の整備と活用

- ●市内全域に整備されているケーブルテレビ網とこれを活用した高速インターネット通信環境の充実を図り、TV難視聴地域の解消、地域情報化の強化を図ります。
- ●あわせて市内の市街地や集落地を中心に Wi-Fi 環境や光回線の整備について事業者と連携して取り組み高速インターネット通信環境の普及を図ります。

2) 行政の情報発信の推進

- ●市民自らがまちづくりについて取り組むことができるよう、都市計画関連の行政情報の電子化とインターネットを活用した市民への情報提供に努めます。
- ●また、行政における情報の共有化、意思決定の迅速化、市民への情報提供の高度化、行政手続きの効率化を図ります。

(2)公共施設総合管理計画を踏まえた公共施設の配置

- ●平成 28 (2016) 年度に策定された「公共施設等総合管理計画」は、「厳しい財政状況の中、 少子高齢化の進行と人口減少に対応していくには、既存の公共施設をできるだけ有効活用し、 時代とともに長期的な視点で今後の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことを目的」と して策定されたもので、施設毎に老朽度や利用度を把握、評価を行い、これらを踏まえて今後 の検討の方向性が示されています。
- ●公共施設は、この方向性に沿って統廃合や縮減も視野にいれた施設ごとの検討を踏まえて整備・維持・管理を進めることとします。

(3) コミュニティ施設の活用

1) 中央公民館の活用

●杵築地域、山香地域、大田地域の各中央公民館は、まちづくり活動の拠点となる施設として、 まちづくりに関する生涯学習メニューの充実に努めるとともに、施設の充実を図ります。

2) コミュニティセンターの活用

●各地域のコミュニティセンターについては、住民自治協議会を中心として、地域活動や自主防 災の拠点として活用を図ります。特に、生活拠点においては、市民サービスや文化機能の充実 に努めます。

(4)教育文化施設の方針

1) 市立図書館の利用促進

●市民の学習や文化活動を支援し、豊かな文化を育む場として、市民が利用しやすいよう、市立 図書館の利用促進を図ります。

2) 学校教育の充実

- ●学校教育施設については、教育環境への配慮や管理体制を検討した上で、地域住民の交流や活動の場としての多角的利用を市民と共に考えていきます。また、災害時の避難場所としての機能の充実を図ります。
- ●小・中学校や幼稚園については、少子化に対応したゆとりある教育施設としての活用を検討します。また、休日には地域への施設の開放を推進し、地域スポーツや文化の交流拠点としての活用を図ります。
- ●なお、小・中学校の統廃合により廃止された学校施設は、それぞれ地域コミュニティの核として機能してきたものであり、活用できていない施設は地域住民と連携して今後の効果的な活用の方向を検討していきます。

3) 資料館等の充実

●杵築城の機能充実を図るとともに、きつき城下町資料館の内容の充実を検討し、市民や観光客が歴史とふれあうことのできる環境の整備を図ります。

(5)保健福祉施設の方針

- ●保健・福祉施設については、杵築市健康福祉センターが整備され、本市の保健福祉の拠点となっています。今後は施設の利用増進を図るため、施設機能の拡充、交通アクセスの充実等、誰でも気軽に利用できる環境の整備を進めます。
- ●また、市民が安全・安心な生活ができるよう、民間の医療施設や福祉施設の誘致に努めます。

(6) 地域交流施設の方針

- ●郊外地域の市民と市街地内の市民との交流及び観光客との交流を促進するため、地域中心拠点や生活拠点を中心として、地域交流施設の導入を検討するとともに、各拠点の魅力向上による交流促進を図ります。
- ●大分県は日本一の温泉湧出県であり、本市でも多くの温泉が湧出しています。大分空港の周辺では温泉が湧出していないこと等から、空港に一番近い温泉地として活用が期待できます。
- ■このため、新鮮な海産物やハウスみかん、きつき紅茶をはじめ「杵築ブランド」として定着している地域の特産物の販売や、特産物を食べられるレストラン、自動車利用者が休憩できる道の駅を併設する等、複合的な地域交流施設として杵築の新たな地域交流拠点を整備することを検討します。